

子ども・子育て会議における部会設置について

1 部会設置について

前期の子ども・子育て会議では、子ども・子育て会議条例第8条の規定に基づき、「子どもの権利部会」（以下、「権利部会」という。）を設置し、「子どもオンブズパーソン」の設置後の実施状況及び子どもの意見表明権を確保する仕組みについて、子どもの権利の視点から検討を行い、検討結果については、令和6年10月21日付けで子ども・子育て会議会長へ報告を行った。（別紙 資料1）

本報告書で挙げられた課題については、令和7年5月22日及び同年8月13日に権利部会において審議。同年8月21日付けの子ども・子育て会議会長への報告の中で、課題の具体的な検討に着手するとともに、次期権利部会において引き続き審議することを提案した。（別紙 資料2）

つきましては、今期においても権利部会を設置の上、前期からの継続案件について審議をしていただきたい。

2 設置部会

（仮称）子どもの権利部会

3 権利部会の役割

以下の課題について検討を行う。

- (1) 大人を含めた市民全体が子どもの権利についての認識を高める施策の検討
- (2) 子どもの意見・議論が実現につながる仕組みづくりの検討
- (3) 子どもの意見・議論を支援する人材の育成の検討

4 権利部会の構成員

権利部会の構成員は4、5人程度を予定。権利部会長及び権利部会員は、本体会議の会長が指名する（子ども・子育て会議委員の中から指名）。

5 スケジュール

令和7年11月から令和9年8月までの期間で計8回程度の開催を予定し、権利部会は本体会議に検討結果を報告。